

受験番号

人 文 ・ 社 会 科 学

問 題 冊 子

指 示

合図があるまでは絶対に中を開けないこと

1. この試験は、資料を読んで、あなたがその内容をどの程度理解し、分析し、また総合的に判断することができるかを調べるためのものです。
2. この冊子は前半が資料で、後半に40の問題(1-40)があります。配点は80点満点です。
解答カードには表裏あわせて50の解答欄がありますが、41以降は使用しないで下さい。
3. 解答のための時間は、正味80分です。資料を読む時間と解答を書く時間の区切りはありませんから、あわせて80分をどう使うかは自由です。
4. 解答のしかたは、問題の前に指示してあります。答えの記入のしかたが指示どおりでないと、正解でも無効になります。
5. 答えはすべて、**解答カード**の定められた枠の中に**鉛筆**を用いてマークして下さい。
それ以外のところに書いたり、また答え以外のものを書きこんだりすると無効になります。
6. 一度書いた答えを訂正するには、消しゴムできれいに消してから、あらためて正しい答えを定められたとおりに、はっきりマークして下さい。
7. メモにはこの**問題冊子の余白**を用い、ほかの紙は使用しないで下さい。
8. 「解答やめ」の合図があったら、ただちにやめて下さい。試験監督が問題冊子と解答カードを集め終わるまでは、退室できません。
9. この指示について質問があるときは、試験監督に聞いて下さい。

「受験番号」を解答カードの定められたところに忘れずに書き入れること

(余 白)

ホッブズの社会契約論とその批判的展開

現代において私たちは、国家や道徳をめぐる様々な課題に直面している。なぜ法に従わなければならないのか。道徳の原理とは何か。個人と社会はどちらが優先されるべきなのか。そもそも国家権力の正当性の根拠はどこにあるのか。こうした根本的な問題を考える上で、近代政治哲学の基礎を据えた代表的な思想を再確認しておくことは意味あることであろう。そうした疑問が先鋭に問われるのは時代の危機的状況においてである。17世紀半ばのイングランドでは国家主権が崩壊し、国王が公衆の面前で斬首されるという衝撃的な出来事が起こった。ピューリタン革命である。そうした状況で国家主権の本質を説明し、それを維持する理論として社会契約論を提示した哲学者がトマス・ホッブズであった。英国の近代政治哲学はホッブズの理論を踏まえ、それを批判する形で展開した。本論でははじめにホッブズの道徳哲学を検討し、続いてホッブズへの批判的応答としてのジョン・ロックとデーヴィッド・ヒュームによる社会契約論の展開と批判を考察することにした。

1. ホッブズの社会契約論

ホッブズは、古典から自然科学にいたる幅広いリベラルアーツの教養を学び、ピューリタン革命後に、後の国王チャールズ2世の家庭教師をつとめた。帰納法の提唱者であるフランシス・ベーコンの知己でもあり、当時の最先端の科学であるガリレオの機械論にも通じていた。コペルニクス以降、アリストテレスの自然学を克服することが哲学の課題であった。アリストテレスの目的論的世界観を批判するためにデカルトが精神と物体の二元論を提示したのに対し、ホッブズは物質一元論を主張した。ホッブズの哲学の目的は、内戦によって荒廃したイングランドに安定した政治的秩序をもたらす哲学的原理を提示することであった。

ホッブズは主著『リヴァイアサン』で展開する道徳哲学を自然状態の仮説から始める。ホッブズ哲学は利己主義の理論として知られる。自然状態は自己保存の欲求を持つアトムの個人からなる状態で、共通の規範も国家の権力も存在しない状態である。ホッブズは道徳が存在しない場合に、人間の行動はどうなるかを考察する。行為の善悪を判定する規範は一切存在せず、各人は独自の判断で善を追求しなければならない。その際の善の基準は、個人の欲求の在り方だけとなる。アリストテレスが目指した最高善である幸福ではなく、最大の悪である死を避けることが行動の動機となる。そして自己保存の欲求を達成するために、その手段である善を獲得するための力を得ることが合理的目的となる。しかしここでの問題は、どれだけの力があればその目的を達成することができるのかが定まらないことである。何故ならば必要な力は他人との比較によって決定されるからである。そして個人は他者に不信をいだき、他人への優越を誇示し、他者を屈服させようとする。しかしこうした行動が合理的である限り、すべての個人

が同様の仕方で振舞おうとする。誰も他人に屈服することを望まず、逆に復讐心を掻き立てられる。自然状態で各人は万物に対する自由をもっており、自分の欲求を達成するために他人を殺すことを含め、何を行うこともできる。他者の自由はいつ自分が襲われるかもしれないという恐怖を意味する。その恐怖は先制攻撃を正当化する。そしてそれは万人の万人に対する闘争状態へと転化する。ホッブズはこの闘争状態を「継続的な暴力による死の恐怖と危険が存在し、人間の一生は孤独で貧しく、不快で粗野で短い」と描写している。この闘争には勝者はいない。なぜならすべての人間は自然的能力においておおよそ平等であり、一人の個人が万人に対する戦いに勝ち続けることは不可能だからである。それゆえ自然状態がもたらすのは結局のところ必然的な死である。

しかしこの結論に至って、大きな逆説があらわになる。そもそも諸個人は他者との闘いをそれ自体として求めたのではなかった。それは自己保存という最大の欲求を確保するための手段に他ならなかったのである。合理的な個人にとってこの逆説の原因が闘争であることは明らかであり、そこから抜け出す方法もまた明らかになる。諸個人は闘争をもたらし情念を嫌い、積極的に平和を求めようとする。理性によって示される平和を達成するための条項が自然法である。ホッブズはそれらを全部で十九の項目にまとめている。その内容は他者との共存を可能にし、維持するための規則となっている。「基本的自然法」と呼ばれる第一条は、次のものである。

各人は、平和を獲得する希望がある限り、それに向かって努力すべきであり、それを獲得できない場合には、闘争のあらゆる援助と利益を求め利用してもよい。(『リヴァイアサン』第1部第14章)

この条項の解釈で問題となるのは、前半部と後半部の関係である。ホッブズは前半部が自然法、後半部が自然権のまとめであると述べている。平和を求めて努力することと、闘争に訴えて利益を求めることに矛盾はないのであろうか。ここで思い返さなければならないのは、先に考察した自然状態の理論である。そこでは、自己保存という目的のために闘争に訴えることは、最悪の苦痛である死を不可避免的にもたらすがゆえに選択不可能であるという結論が明らかにされていた。とするならば、「平和を獲得する希望」が存在しない場合とは、必然的な死を伴う自然状態を選択することを意味する。それゆえ、基本的自然法は、闘争という選択肢がたとえ存在するとしても、命がある限り平和への努力を選択すべきであるという主張と理解できるであろう。

第二条では、「他人も同様にするという条件のもとで、平和と自己防衛のために万物に対する権利を放棄し、自分に対して他人が持つのを自分が許すような自由を、他人に対して自分が

持つことで満足すべき」、と命じられている。自然状態における事実としての平等が、道徳的平等へと転換することではじめて他者は自分にとっての脅威ではなくなり、国家を構成する対等な成員となる。平等であることは自然的事実としては善でも悪でもないが、平和を目指して相互を平等なものとして扱うことによって平等は道徳的価値となるのである。ここで注意すべき点は、他者との平等は、あくまで自分の側の態度変更によって実現するとされる点である。「他者」とは抽象名詞にすぎず、「自分」と区別される実体ではない。「あなた」や「彼（女）」は、自分との関係を指し示す概念である。他者に自発的な態度変更を強制することは不可能であり、態度変更の根拠となるのは自然状態が必然的な死をもたらしという認識の普遍性である。

そして第三条では、「人々は結ばれた信約を履行すべきである」とされる。信約とは単に将来における履行が信用されているにすぎない状態の契約のことである。信約を守ること自体を信約によって定めることは不可能である。それゆえ信約を守るとは道徳規範として定められなければならないのである。

ホッブズはこの三つの自然法に続いて、十六の自然法の条項を提示している。それらは個人の道徳的態度に関するものと、裁判の公正さや外交に関するものに分類できる。そしてホッブズは、これらの自然法がすべて聖書の黄金律の言い換えであると述べている。ただし黄金律が「人にしてもらいたいと思うことを人にしなさい」、というポジティブな指令であるのに対し、ホッブズの自然法は「自分がしてほしくないことを他人にするな」、というネガティブな指令である。ポジティブな隣人愛によって実現することのできる人間関係は身体的制約によって限定されている。しかしこのネガティブな指令のゆえに、われわれは身体的制約にかかわらず多数の人々と道徳的関係を結ぶことが可能になるのである。

ホッブズは信約についていくつかの興味深い主張を行っている。その一つは「獣との信約は存在しない」というもので、このユーモラスな表現によってホッブズは道徳的関係が合理的な諸個人においてのみ可能であることを主張している。道徳を守らないものは吠える獣と同等の扱いを受け、檻の中に隔離されるべき存在ということであろう。またホッブズは「恐怖によって強要された信約は有効である」と主張している。恐怖によって不承不承ながらある信約を結ばされたとしても、信約を結んだ当事者はそれを履行しなければならないとされる。それは、どのような理由であろうと、自由な個人がある信約を受け入れるならば、それは契約当事者がそれによって利益が成り立つと判断した結果であり、合法性が成り立つからである。そして合法性の最大の利益とは闘争を回避できることである。逆に恐怖がなければ、自由で利己的な個人が信約を履行することは期待できない。それゆえ恐怖は信約が有効であるためにむしろ必要なのである。国家状態において、法の実効性は、信約を守らなかった場合の処罰への恐怖に根拠を有している。

自然状態において人々は他者の自由に不安を抱いている。これは他者への不信という合理的

に把握することができない漠然とした恐怖であり、それが闘争の原因となったのである。他者とは「普遍的な自己」を指すのであるから、実は人々が恐れているのは「自分の自由」なのである。他者の自由を制約することはできないが、自分の自由を放棄することは各人にとって可能である。まさに自然権の放棄とは普遍的な自己による自分の自由の放棄に他ならない。

それに対して、国家状態において主権者が課す恐怖は、明確な恐怖である。主権者の意志は法によって周知される。恐怖を明確に把握することで、恐怖に合理的に対応することが可能になる。こうして人々は国家状態においてもはや不透明な恐怖におびえる必要はなくなる。このことは社会が安定し、秩序を獲得するために極めて重要である。絶対的な権力によって所有の規則が定められる。所有とは人々の自己保存の第一の条件であり、自然状態の闘争も突き詰めれば所有の確保をめぐるものである。人の命は所有にかかっているから、それを決定する権限は国家権力しか持ちえないとされるのである。

安定した社会において人々が確保するものは、生物学的な命だけでなく、道徳と法によって保証された自由である。自然状態において、人々はすべてのものに対する無制約の自由を有していた。しかし無制約の自由は自己に固有の所有が存在しないことを意味し、自由は実質的には存在しなかったのである。それに対して国家状態において主権者の命令は法という明確な仕方ですべてに周知され、臣民は法に違反しない限り、「法の沈黙 (the silence of the law)」のもとで何を行うことも許される。この行動の余地が市民的自由の実質を構成する。

こうしてホッブズはアトム的諸個人から出発して、秩序ある政治社会の成立を説明する。その理論の基本構造を次のようにまとめることが可能である。諸個人は自然状態において自分を自分自身の主人として、自分の力により頼み、自己保存の欲求を達成しようとする。他者を見下し、自分が最善と考える仕方ですべてのものを獲得しようと努力する。しかしその結果不可避免地に死の恐怖に直面して初めて、自分の生き方が間違っていたことに気が付く。そこからそれ以前の自己の優越を求める傲慢な生き方を改め、生き方の方向転換を行う。争いではなく平和を求め、自分以外のすべての人を自分と平等な存在と認め、自分を愛するように他人を愛し、共通の主権者の法に従うことで確かな命を確保しようとする。この理論は死に定められた罪びととしての個人が、自分の罪を悔い改め、救い主イエス・キリストが述べる福音書の掟に従うことで永遠の命を得ようとするキリスト教徒の生き方と類似の構造を有している。この観点からホッブズの国家形成の理論は、教会形成の理論を国家形成に適用したものと理解することができる。

ホッブズによれば主権者は「人為的人格 (artificial person)」とされる。自然が神の作品であるのに対し、政治権力は人間が製作者であるという意味で人為的なものである。それは自然状態においては存在しない人格である。人格とはその行為に責任を持つ主体である。会社や団体や国家なども人格とみなされる。国家という人為的人格は人々が自然状態から脱するために放棄

した自然権を寄せ集めたものである。すなわち、人為的人格の本人は、臣民自身に他ならない。誰も自分自身に対する自分の行為によって自分に不正を行うとされることはない。したがって主権者が人民に何を行おうともそれは不正を構成するものではないとされる。

著書の題名にもなっている「リヴァイアサン」とは旧約聖書『ヨブ記』に登場する怪獣の名からとられている。この怪獣の特徴はこの世では誰もかなう者がいないほど恐ろしい存在であるにもかかわらず、死ぬ存在であることである。リヴァイアサンは「可死の神 (mortal God)」なのである。それゆえにリヴァイアサンもまた何にもまして死ぬことを恐れる。実はここに国家の存在の重要な特徴がある。ピューリタン革命がもたらしたものは国家の死であった。ホッブズはそれを最悪の事態として糾弾し、それが生じた原因は主権者と臣民が闘争の原因と、闘争を避けるための学問を知らなかったからであると考えた。『リヴァイアサン』の理論はまさにそうした国家の死滅の原因とそれを防ぐ方法を示すものなのである。

ホッブズは主権が安定する限りどのような政治制度でも容認され则认为したが、専制君主制が最も安定した政治制度であるとみなした。その理由は一人の自然的人格が一つの主権を担うことで、主権内部での分裂を最も効率的に防ぐことができるからである。また自然的人格としての君主は、人為的人格としての国家の崩壊を誰よりも恐れる存在である。それゆえ君主は国家の存続と安定的な発展を誰よりも強く望むものとなる。

ホッブズは臣民が主権者に抵抗する権利を否定し、主権者の指令への絶対服従を主張している。主権者の命令に従わないことは自分の判断を主権者の判断に優越させることであり、それが闘争の原因となる。ホッブズは良心に基づく主権者への反抗も認めず、またとりわけ宗教的権威が政治的権威から独立した権力を主張することを警戒し、政教一致を主張した。政治的権威がその臣民に与えることのできる最大限の脅しはこの世での命を奪うことであるのに対し、宗教的権威がその信奉者に対して与えることのできる脅しはこの世ばかりでなく、死後の世界にも及ぶ永遠の苦しみである。政治的権威と宗教的権威が対立するとき、人々は宗教的権威に従いがちであるとホッブズは考えた。

しかしホッブズは主権者の権力が恣意的に存在しうるとは考えなかった。自然法は主権者に対しても守らなければならない制約を課するものであり、主権者は自分の臣民のうち最も下層のものと同様に自然法を守るべきである、とされている。主権者と臣民双方の努力が国家の安定の可能性を最大にするというのがホッブズの主張である。

『リヴァイアサン』第三部で、ホッブズは人が天の王国で救われるために必要なことは、キリストをメシアとする信仰と、法の順守という二つの徳性だけであると述べている。この主張によってホッブズは聖書解釈の違いに基づくキリスト教内部での争いが無効であることを明確にした。キリスト教徒である限り、聖書解釈の違いを理由にして主権者に抵抗すべきではなく、真にやむを得ないならば主権者に戦いを挑むのではなく、むしろ自分の信仰に忠実に、天での

救いを期待して殉教を選ぶべきであると述べている。それができないとすれば、実は信仰を口実にして自分の利益を求めているにすぎないのである。

しかしながらホッブズは、人間が哲学的な合理性に従うことができないことを知っていた。自然法は必ず貫徹するのであり、抗い得ない法である。主権者が権力を盾にして自然法に反する行いをするならば、結局は自然によって罰せられることになる。それをホッブズは「自然的処罰 (natural punishment)」と呼んでいる。実際王政復古後のイングランドでは、ホッブズの教えに反して、国王はまたしても議会を無視する政治を行い、ふたたび市民革命が生じることになった。

2. 社会契約論の展開と批判

a. ロックの社会契約説

ロックは名誉革命期の哲学者であり、社会契約説を提唱した。ロックはオックスフォードで古典、哲学、医学などを学び、ロバート・ボイルの分子論の理解者であった。ホッブズの道徳論が利己主義の理論とされたのに対し、ロックの理論は理性主義の理論である。ロックはホッブズとはまったく異なった仕方で自然状態を理解している。ロックは自然状態を次のように定義している。

人それぞれが、他人の許可を求めたり、他人の意志に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し、自らが適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全に自由な状態である。それはまた平等な状態であり、そこでは、権力と支配権は相互的であって、誰も他人以上にそれらをもつことはない。(『統治二論』後編第2章)

ロックによると自然状態においてすでに人々は道徳的に平等である。ホッブズとロックの自然状態理解の違いの背景には人間観の違いがある。ホッブズの個人が、合理的ではあるが、道徳が存在する以前の生物学的な意味での生命であったのに対し、ロックの人間とは、神のよき「作品」として神の似姿に創造された理性的存在である。

ロックにおける個人とは、生命そのものではなく生命を含む自己の所有権を所有する道徳的主体である。だれも所有に依存することなしには生存できないから、所有権こそが各人の存在を構成するとされる。所有権は政府が成立する以前にも当然人間の生存のために必要であるから、それを決定するのは政治権力ではありえない。ロックの自然状態において所有権を含む自然権は自然法によって保証されており、その認識は理性を有するすべての人に可能である。そしてロックはすべての人が自然法を行う権利と、全人類を保全する権利を持つと主張する。誰

かが自然法に違反して危害を加えたならば、すべての人がその犯罪者を罰する権利を持つ。さもなければ自然法は有名無実になるし、もし自分が受けた害にだけ報復する権利があるとするならば、殺人者は罰せられないことになってしまう。犯罪者は全人類にとって危険な存在でありすべての人は全人類を保全する権利によって犯罪者を抑制しなければならないとされる。

この点でロックはホッブズと対照的な主張を行っている。ホッブズの自然状態においては法や道徳は存在せず、したがって正義も不正義も存在しないとされたが、ロックの自然状態は自然法と道徳が認識され実行されている状態である。ロックにおいて自由は自己の所有権を行使する道徳的権利である。またロックにおける自己は、単に生きているのではなく、自分の所有権の所有者として存在する。仮に生命が保たれていても、その生命が自分のものでない場合、それは死よりも悪い可能性がある。奴隷として生存することは自己の命が他者の所有物として、利用されることである。それゆえロックにおいて自由は命を懸けてでも守るべき最後の砦とされる。

ロックにおいては自然状態を抜け出して政治社会に移行するのは、貨幣の発明以降不安定になりがちな自然法の支配を安定させるためとされる。ロックの社会契約論によれば、人々は共通の権力である統治組織を設立し、自然権の一部を信託する。その際に重要な役割を果たすのが多数決の原理である。社会状態に属するとは多数決に従うことに他ならない。共同の決定には個人的な利益との相反が伴うものであり、もしも自分の利益に沿う決定にだけ従うとするならば共同体を維持することは不可能になる。ただしここで多数決に従うべきであるのは、その決定が最終的に多数決によってしか決定できないからであるとされる。そのことは多数決によって決定される事柄は自然法のもとにあり、どちらに決定されても道徳的価値においては違いがないことを意味すると考えられる。言い換えれば、多数派の決定が少数派にとって道徳的な意味で不当なものとなってしまうのではないのである。もしも全体主義の国家のように、多数決の決定が少数派を抑圧するならば、原理的に、少数意見を表明することが困難になり、結局のところ多数決を行う意味はなくなる。

ロックにおいては権力の恣意的な行使こそが闘争状態であり、それを避けるために立法権と行政権は分離されることが望ましいとされる。これが権力分立の発想である。ホッブズにおける主権の設立が臣民から主権者への自然権の一方的な譲渡であったのに対し、ロックの政治社会において人民と統治組織の関係は双務的であり、自然権の行使は統治組織に無条件に委ねられるのではなく、信託されたものにすぎない。また統治組織の権力はあくまで所有権の保護に限定されていて、宗教的救いをもたらすことはできない。それゆえ統治組織の長が教会組織の長を兼ねることは無意味である。ロックの思想はアメリカ合衆国建国時の思想にも影響を与えた。政府の役割は個人の良心に基づく信仰の自由を擁護することとされ、アメリカ合衆国憲法修正第1条では、政教分離が明示されている。

そしてもしも統治組織が信託された権力を本来の目的である自然法に即した人民の所有権の保全のために用いていないと判断されるならば、人民は自然権を行使する自己の自由を統治組織から取り返すことが正当となる。これが抵抗権である。ロックは次のように述べている。

私は、支配者あるいは人民のどちらであっても、実力によって君主あるいは人民の権利を侵害し、正当な統治の基本法と体制を転覆させる基礎を置こうとする者は、統治の破砕が一国にもたらす流血、略奪、荒廃といった災害に責任を負うべきなのだから、人間がなしているおそらく最大の犯罪をおかすのだということを信じて疑わない。そして、そのようなことを行う者は、当然、人類共通の敵であり、害虫であるとみなされるべきであり、それにふさわしい扱いを受けるべきなのである。『統治二論』230 段落)

こうして横暴な統治をおこなう支配者に対して、人民は「天に訴える」という抵抗を行うことが許される。その結果、支配者に委ねられていた権力は再び社会へと戻るとされる。この主張は、上でホッブズが「自然的処罰」と呼んだ事態のロック的な言い換えになっているともいえるだろう。ホッブズにおいて抵抗は、禁止にもかかわらず事実として生じてしまうが、ロックにおいて抵抗は人民の理性的判断に基づく行為である。実はロックが抵抗権を認めたのは、人民が理性的存在者として抵抗権を乱用しないと考えたからなのである。また同時に、ロックにおいて抵抗権の存在は人民にとっても統治組織にとっても有用であるとされる。抵抗権が存在するという了解によって、統治組織は自らの解体を避けるために、人民の利益にかなった政治を行おうとするであろうし、そうした条件の下で圧制の危険性は最も遠ざけられることになるであろう。こうしてロックにおいて、人民を主体とする自由主義の基礎が確立したといえる。

b. ヒュームによる社会契約説批判

ロックの社会契約説を批判した英国哲学者がヒュームである。ヒュームは道徳哲学におけるニュートンとなることを目指し、万有引力にも似た知覚同士の連合の作用に基づく哲学体系を提示した。ホッブズとロックが市民革命期の哲学者であったのに対し、ヒュームの時代はイングランドとスコットランドの合同に続いて英国が商業社会として発展を遂げようとする時期にあたり、統治組織の転換ではなく、社会の安定による経済の発展を課題としていた。そうした時代状況でヒュームは社会契約説を批判した。ヒュームによれば社会契約説は歴史的事実として間違っている。しかしそれだけではなく、統治組織の成立が自由な人々の契約によるとする理論は、人間本性の原理にも反するとされる。ヒュームは人間をホッブズのように合理的で利己的な存在とも、ロックのように理性的で道徳的な存在とも考えない。ヒュームの道徳論の原理は習慣である。

ヒュームもホッブズ、ロックと同じく、正義の成立を自然状態の説明から始める。ヒュームの自然状態とは正義や統治組織が存在しなかった状態であり、人々が共同体の慣習に従い小規模の集団で暮らしていた状態である。そのような集団では人々の全員が顔見知りであり、社会は自然な共感に基づいた協力関係によって成り立っていた。衣食住に必要なものはすべて共用であり、そこには自他の所有物に明確な区別は存在しない。しかし集団の規模が大きくなると所有をめぐる問題があらわれてくる。ヒュームは所有をめぐる争いが社会にとって最も大きな障害であると考え、人々は無意味に互いの身体を傷つけようとする自然的な傾向をもたないし、そうしたいさかいは共感の原理に基づいて対応可能であるから社会を崩壊させるようなことはない。それに対して他者の所有物を自由に利用したいという欲望は誰もが抱く誘惑であり、社会の安定にとっての普遍的な脅威となる。しかし社会の利点は非常に明らかであるので、自然に所有をめぐる争いが生じないような慣習が生じるとされる。その慣習とは、「各人が現在所有しているものを各人のものとみなし侵害しないこと」、である。これが正義の第一の規則とされる。

この規則の長所は、所有の配分をめぐる新たな争いを生じさせないことである。ヒュームによると人間は習慣に従って生きる存在であり、所有の規則が成立する前に各人が所持しているものは、自然によって分配された所有とみなされる。しかし、人間はすでに自分が所持しているものだけで日々変化する生活の必要に対応することはできない。それゆえ一旦各人の所有が確定すると次に所有を移転させるための規則が必要となる。各人が自然に所有するものには偏りが生じるのが常であり、他者との所有の交換によって最も適切な仕方でも各人の所有物の再配分が可能になる。各人が何を必要としているのかは当人がもっともよく理解している。他者との所有の交換はすべての人にとって必要な制度であり、その制度は道徳によって保証されなければならない。それゆえ正義の第二の規則は、「各自の同意によって行われた所有の移転は有効である」というものになる。こうして所有物や生産物の交換の慣行が一般化する。

さらに人々の協力を可能にする制度として、将来の協働についての取り決めが行われる。これが「約束」という制度であり、これによって人々は力を合わせて共同の事業に取り組み、より効率的に個々の課題に取り組むことができるようになる。例えば、農作物の収穫についても各自がそれぞれの収穫を行うよりも、力を合わせて収穫を行う方がより効率的である。ただしこの場合、全員が所有する農地の収穫を同時に行うことは物理的にできないから、順番を決めて、その通りに労働力を提供しなければならない。先に収穫を済ませた者が後の順番にあたった者の収穫に協力する場合、約束違反の誘惑が生じる。それゆえ約束は利益によってではなく、道徳によって保証される必要がある。それが約束という正義の制度である。一旦約束を守る習慣が確立したのちには、人々の協力関係は劇的に拡大することになり、社会的協働は人々に、能力の増大、力の拡大、そして災害などの不測の事態における保障といった利点をもたらすこ

とになる。

人々がひとたび相互の協力による利益を享受し始めると、社会の利益は人々にとって一層明白なものとなる。それゆえ社会の安定を維持しようとするのは理性的推論の結論ではなく、自然のなりゆきである。社会状態とはこうした慣習が成立している状態を意味する。したがってヒュームによれば、ホッブズのように各人の思考実験によって主権者を人為的に作り出すというのは人間本性の原理に反する説明である。またロックのように約束という道徳を前提にして統治組織との契約を結ぶことで、ある時に政治社会ができるのではなく、統治組織は正義の確立とともに自然に成立し、社会的利益の増大とともに徐々に権威を増すようになると考えられるのである。それゆえ正義の成立の過程と人間本性の道徳性は関係しない。

ヒュームにおける人間本性とは、利己的でも理性的でもなく、自然に形成される習慣と社会の慣習に従う傾向をその本質とする。習慣的な生活は人々にとって自然なものと感じられる。いつもの見慣れた光景に囲まれた社会はその限りで安定した社会である。習慣こそ人間に固有の自然であり、道徳は習慣を基礎として成立する。ヒュームは自然法の支配と自然法への服従をこうした経験的な観点から説明しようとする。ここでは政府への抵抗ということはそもそも問題とされるべき事柄ではなくなり、人々の自由な経済活動による文明や商業の発展こそが人々の目指す目的とされるようになる。

以上、国家権力と道徳規範の関係をめぐり、ホッブズの社会契約論を主題として、ロック、ヒュームによるその批判的展開を考察した。それぞれの理論は道徳を自己保存、理性、習慣を基礎として論じようとするもので、国家権力の正当性や規範について極めて重要な洞察を示している。それぞれは道徳の異なった側面に焦点をあてる理論であり、その観点は人間本性の捉え方と、時代状況によって特徴づけられることが明らかになった。それぞれが目指す善は、命、自由、そして文明である。私たちはこれらの一見相いれない哲学的説明の両立可能性を考察することで、多様な道徳的問題に取り組む際の貴重な手がかりを得ることができるであろう。

参考文献

ホッブズ『リヴァイアサン』水田洋、田中浩訳、河出書房新社、1974年

ホッブズ『ホッブズ 市民論』本田裕志、京都大学学術出版会、2008年

ロック『完訳 統治二論』加藤節訳、岩波文庫、2010年

ヒューム『人間本性論 第3巻 道徳について』伊勢俊彦、石川徹、中釜浩一訳、法政大学出版局、2012年

ヒューム『道徳・政治・文学論集』田中敏弘訳、名古屋大学出版局、2011年

次の問題（1－40）には、それぞれ a, b, c, d の答えが与えてあります。
各問題につき、a, b, c, d のなかから、最も適切と思う答えを 1 つだけ選び、
解答カードの相当欄をマークして、あなたの答えを示して下さい。

例 (1)

☐ a ☐ b ☒ c ☐ d

1. ホッブズの自然状態が闘争状態へと転化する自然状態に固有の理由は次のどれか。
 - a 万人が死を回避しようとする事
 - b 人間がお互いにほぼ平等である事
 - c 善悪の共通の基準が存在しない事
 - d 人々に合理性が欠如している事

2. 資料文中にあるホッブズにおける自然状態の「大きな逆説」とは何か。
 - a 道徳的であるはずの人間が他者への優越を求めて努力する事
 - b 合理的な命の追求が必然的な死をもたらす事
 - c 人間が長生きしようとするほど残忍になる事
 - d 利己的な人々が平和を求めるようになる事

3. ホッブズによると、合理的な個人にとって自然状態から抜け出すための方法が明らかであるのはなぜか。
 - a 善いことと悪いことの区別は社会の慣習が示しているから
 - b 生きるためには他人と協力しなければならないのは当然だから
 - c 闘争の原因が明確に理解される限りその反対も自明だから
 - d 人間は理性的な存在であり、善悪の区別は自明なものだから

4. 資料文によるホッブズの基本的自然法の解釈を日本国憲法の戦争放棄に適用するとどのようなことが言えるか。
- a 戦争の悲惨さを経験することではじめて平和の重要性が理解できる。
 - b 国家の主権による戦争であっても国民は従う義務はない。
 - c 自衛のためという理由であれば戦争に訴えることは正当化される。
 - d 戦争による問題解決の選択肢を除外しない限り平和は確保されない。
5. ホッブズによる自然法第二条で、「他人も同様にする」という条件が定められているのはなぜか。
- a 人間は本性的に他人の行為を模倣する存在だから
 - b 他人が自然権を放棄しなければ、自然権を受け取ることはできないから
 - c 自分一人だけ正しいことをするのは偽善にすぎないから
 - d 自分一人だけが自然権を放棄すると、他人の餌食になるだけから
6. ホッブズの自然状態における事実としての平等とは何か。
- a 誰もが自分を優れていると考えていること
 - b 人間の能力があらゆる点で等しいこと
 - c 人間の価値は誰でも等しいということ
 - d 誰もが互いを殺す能力を持っていること
7. 自分に対して他人が持つのを自分が許すような自由を、他人に対して自分が持つことで平等が達成されるとされるのはなぜか。
- a 人は、自分に対して他人が持つ自由が最小であることと、他人に対して自分がもつ自由が最小であることを望むため
 - b 人は、自分に対して他人が持つ自由が最小であることと、他人に対して自分が持つ自由が最大であることを望むため
 - c 人は、自分に対して他人が持つ自由が最大であることと、他人に対して自分が持つ自由が最小であることを望むため
 - d 人は、自分に対して他人が持つ自由が最大であることと、他人に対して自分がもつ自由が最大であることを望むため

8. 他者との平等は自己の側の態度変更によって達成されるという資料文の主張の説明として適当なものはどれか。
- a 平等とは自分と他者の区別がなくなることである。
 - b 平等とはすべての人が互いに独立して自由になることである。
 - c 平等とは自分が他者を自分と同じものとして扱うことである。
 - d 平等とは他者と自分がお互いの価値を認め合うことである。
9. 資料文によるとホッブズにおいて「他者」は存在しないとされるのはどのような意味か。
- a 「あなた」や「彼（女）」は関係的な名称で、万人が「自分」であるということ
 - b 自分の存在は他者によっては認識されないということ
 - c 人間とはみな原子の塊であって、自分と他者の区別は存在しないということ
 - d 他者の存在は証明できず、他者と思われるものは機械かもしれないということ
10. ホッブズの自然法が聖書の黄金律のネガティブな言い換えであるとはどのような意味か。
- a 自然法は黄金律を否定するものである。
 - b 自然法は黄金律とは直接の関係を持たない。
 - c 自然法は黄金律を万人に適用可能なものとしている。
 - d 自然法と黄金律は二律背反の関係にある。
11. 資料文にある「吠える獣」とは何を意味するか。
- a 自然状態においては最も強力な存在
 - b 合理性に基づいて行動することができない存在
 - c 暴力的な仕方の人々を恐れさせる存在
 - d 自分の利益だけを暴力的に求める存在

12. 恐怖によって強要された信約が有効であるのはなぜか。
- a そもそも信約は本質的に強者が弱者を支配する手段にすぎないから
 - b 恐怖に従うことは人間にとって必然的な自然本能であるから
 - c 恐怖があることで主権者の権威が人々に知られるようになるから
 - d 自由な個人が信約を結んだなら、その理由は問題にならないから
13. 資料文によれば、ホブズにおける恐怖の克服方法とはどのようなものと考えられるか。
- a 自然状態に存在する自然権を行使すること
 - b 他者への優越を誇示し屈服させること
 - c 恐怖の対象を公的に明確にすること
 - d 自然状態を抜け出して平和に生きること
14. ホブズの自然状態における自然権について適切な主張はどれか。
- a すべての人がすべてに対する権利を有するとは、実質的には誰も何も有しないことである。
 - b すべての人が自己に固有の所有を定める自然権を持つことは、自然法が存在することによって保障されている。
 - c すべての人が自然状態で自由であることは、各人の自然権がすべての人によって承認されていることを意味する。
 - d すべての人が自然状態で自然権を行使する自由を有することは、自然権が自然法に優越することを意味する。

15. 資料文によると、ホッブズの国家形成論とキリスト教の類似性はどこにあるか。
- a 神が存在しなければ教会が成り立たないように、主権者が存在しなければ自然法の正当性が否定されること
 - b 個人が利己的な生き方を改め、他人と自分を平等に扱い、主権者や救い主の法や掟に従うことで成立するとされること
 - c 自然状態が黄金時代であったという歴史的事実を受け入れず、仮説に基づいて理想を正当化すること
 - d 人間の経験を構成する因果論的論証によって神の存在を証明する自然神学に基づいて秩序を正当化していること
16. ホッブズにおける自然と規範の関係について適切なものは次のうちどれか。
- a 自然と規範は自然状態においても国家状態においても一致するとされ、それらは機械論をモデルにした欲望によって決定される。
 - b 自然と規範は自然状態では一致するとされるが、国家状態において権力者によって決定される自然法は規範と区別される。
 - c 自然状態において規範は存在せず、個人の自然な自由だけが行為の原理になるが、国家状態がもたらす規範は理性によって発見される。
 - d 自然が神によってつくられた原理からなるのに対し、規範は人為的につくられる別の原理からなり、両者には関連が存在しない。
17. ホッブズの「リヴァイアサン」が「可死の神」と呼ばれるのはなぜか。
- a 主権者と臣民が相互の努力が足りないと内部崩壊する可能性がある存在であるから
 - b 人間の想像力によって人為的に創られた神であり、欠点のある存在であるから
 - c 主権者や人々の宗教心が失われると忘れ去られる可能性がある存在であるから
 - d 仮にこの世で最強の存在であっても神に滅ぼされる可能性のある存在であるから

18. ホッブズが専制君主制を最も安定した政治形態とした理由は何か。
- a 主権を担う存在が多くの人に支持されているから
 - b 専制君主は王権神授説によってアダムの子孫と信じられているから
 - c 専制君主は誰よりも強く自分自身の利益を求める存在だから
 - d 主権者の人為的なありかたと自然的なありかたが一致するから
19. ホッブズが良心に基づく異議を認めなかった理由として適当なものはどれか。
- a 良心が正しいかどうかは、その人が神を信じているかどうかによって決定される事柄だから
 - b 良心は自分の意志を越えた存在であり、自分に不利益なことを命令することがあるから
 - c 良心を持つことによって人は主権者の命令に従うことができなくなる可能性があるから
 - d 良心も間違える可能性があり、正しい良心と間違った良心を区別する基準は存在しないから
20. ホッブズが宗教的権威を政治的権威の脅威とみなした理由は何か。
- a 無神論者が政治的権威を攻撃することで内戦が発生する恐れがあったから
 - b 無神論的な主権者の横暴によって宗教が抑圧される可能性があるから
 - c 国家権力が神の意志に基づくものであることが宗教的権威によって認められない恐れがあるから
 - d 政治的権威が与えることのできる恐怖は現世での処罰に限定されるから
21. ホッブズによると、キリスト教徒が信仰を理由に主権者に戦いを挑むべきではないとされるのはなぜか。
- a 聖書では主権者への抵抗はどのような場合でも許されない罪とされているから
 - b 主権者に戦いを挑むのは信仰を口実にした自己利益のためであるかもしれないから
 - c キリスト教徒には救いを得るために殉教という手段が残されているから
 - d キリストが存在する限り救いを得るために主権者と闘う必要はないから

22. ホッブズが自然法に反する政治にも抵抗権を認めず、自然的処罰を指摘したのはなぜだと考えられるか。
- a 抵抗権を用いるよりも自然的処罰の方が確実に悪い主権者を罰することができるから
 - b 抵抗権が存在することは当然の事であって、特別に強調すべきことではないから
 - c 人間は利己的であるから抵抗権を認めると不必要な闘争を正当化しようとするから
 - d 絶大な権力を持つ主権者に臣民は太刀打ちできず抵抗するだけ無駄であるから
23. ロックによると、自然状態においては誰もが犯罪者を処罰する権利を持っているのはなぜか。
- a 犯罪者は冷静な理性的判断によって全人類に宣戦布告を行った存在であり、全人類の敵であるから
 - b 自分が受けた被害だけに報復することが許される場合、殺人者は裁きを免れ、自分の犯罪に気付かない恐れがあるから
 - c 主権者は個々の犯罪の処罰までは行うことができないので、犯罪の処罰は当事者に委ねられるべきだから
 - d 殺人者が処罰されないと次々に犯罪が行われ、ついには万人の万人に対する戦いに発展する危険性があるから
24. ホッブズとロックの自然状態と人間理解の関係について正しいものはどれか。
- a ホッブズの人間は自己保存のために何を行うことも許されているが、ロックの自然状態における個人は道徳に制約されており罪を犯すことはない。
 - b ホッブズは利己的な人間像を前提にしているので自然状態は闘争状態になるが、ロックは理性的な人間像を前提にしているので自然状態は道徳的な状態とされる。
 - c ホッブズにおいてもロックにおいても自然状態は政府や共通権力が存在しない状態であり、人々は全人類を保存するために社会によって教育されなければならない。
 - d ホッブズにおいてもロックにおいても自然状態は人間本性がそのまま発揮される状態であり、人々は自然本性に従って生きることが許される。

25. ホッブズとロックにおける「自分」の存在の意味の理解として適当な記述は次のどれか。
- a ホッブズは国家の成立以前の自然状態において自分は存在しないと考えた。
 - b ホッブズは自分と他者の区別は主権者によってしかなされないと考えた。
 - c ロックは自分と他者の区別は道徳的な観点からは存在しないものと考えた。
 - d ロックは生命を自分で自由にできなければ自分が存在するとはいえないと考えた。
26. ロックにおいて自由を守るために闘争が正当化される理由は何か。
- a 自由が奪われた状態はすでに闘争状態であり、抑圧者に立ち向かうことは自己を保存する権利だから
 - b 自由は人間が生まれつき持っている本能であり、自由を抑圧しようとする抑圧者に立ち向かうことは止められないから
 - c 人々の価値観は多様であり、生きているだけでは満足することができない人々が存在するから
 - d 自由の存在によって労働が可能になり、商業が発展することで社会全体が豊かになると考えられるから
27. ロックにおける自然状態から政治状態への移行の主要な理由として適切なものを選び。
- a 自然状態では公正な裁きがあってもそれを実行することが難しい場合があるため、裁判の判決を実施する行政組織が必要になる。
 - b 貨幣の発明により富の貯蓄が可能になると社会に貧富の差が広がり、それを修正するために行政組織が必要になる。
 - c 自然状態では人々は他人を思いやる憐憫の気持ちを持っているが、私有財産を持ち始めると人間が堕落するため、行政組織が必要になる。
 - d 自然状態では最初は支配者は存在しないが、富の蓄積が始まると権力者が現れることを防ぐための行政組織が必要になる。

28. 資料文によるとロックにおいて多数決が正当な決定手段であると考えられる理由は何か。
- a 多数者によって支持されている意見は強い意見であり、少数者が抵抗しても結局のところ敗北することになるから
 - b 理性的考察が尽くされた後に残っている選択肢は合理性においては同等であり、支持する人の人数以外の違いが存在しないから
 - c 少数者の意見を多数者に合わせることで社会を維持するために必要であり、社会全体の功利を最大にするから
 - d どのような決定であっても必ず意見の相違が生じる以上、多数決によって正しい意見を決定することが社会の秩序の維持につながるから
29. ロックと異なり、ホブズが多数決の尊重を主張しなかった理由と考えられるものはどれか。
- a 少数者の利益を守ることは事実上不可能だから
 - b 多数決は少数者の忖度によって無意味になりがちだから
 - c 多数者の意見ではなく正しい意見を採用すべきであるから
 - d 多数決と主権者の決定が一致するとは限らないから
30. ロックが政教分離の原則を主張した理由として適切なものはどれか。
- a 政治的権威の役割は現世の所有権を保護することに限定されており、来世の救いについて介入する能力はないから
 - b 政治権力と宗教権力は互いに対立している状態が権力分立という観点から社会の安定のために望ましいから
 - c 政治と宗教が一致することにより政治が主張する現世での利益が宗教の介入によって妨害される恐れがあるから
 - d ピューリタン革命が最悪の内戦をもたらしたのは宗教勢力が政治に介入しようとしたためであったから

31. ロックが抵抗権を認めた理由は何か。
- a 抵抗権が存在することによって、政府は人民の自由を尊重しようとするから
 - b 抵抗権を行使することは神によって保証された人民の権利であるから
 - c 抵抗権が乱用される恐れは人々が理性的である限り大きくないから
 - d 抵抗権によって政府への不満を表明させることで人々の意見を知ることができるから
32. ヒュームによる社会契約説の批判はどのような根拠に基づくとされるか。
- a 社会契約の根拠である約束の拘束力は、主権者が存在しない限り成立しない。
 - b 社会は人々の慣習によって成立するもので、約束によって成立するものではない。
 - c 契約によって成立した国家は権力が安定せず人々の抵抗によって滅びがちである。
 - d 国家権力の絶対的な權威は宗教に由来するものであり契約によっては説明できない。
33. ヒュームによると、所有をめぐる規則から正義が生じるのはなぜだと考えられるか。
- a 所有の規則は人間の理性によって主権者に教えられなくとも知られることだから
 - b 所有の規則を決定できるのは絶対的な権力を有する主権者だけだから
 - c 所有の規則を守ることが家族以外の人々と社会を形成するために必要だから
 - d 所有の規則とは財がその分配を受ける人の価値に応じて与えられることだから
34. ヒュームにおいて約束という正義が成立することの帰結は何であるとされるか。
- a 正義と不正義、善と悪の基準が確定すること
 - b 契約の宗教であるキリスト教が実効性を持つこと
 - c 人々の協力関係が拡大し、社会の便益がもたらされること
 - d 人々の道徳性が発展し、社会が一層安定すること

35. ヒュームの道徳論における「自然」概念についてどのようなことが言えるか。
- a 人々を実際に支配している習慣や慣習の自然さが、自然法が実際に成立していることのしるしである。
 - b 人間は理性的存在であり、欲望とは別の理性によってのみ演繹的に発見される自然法則と道徳法則が自然の本質である。
 - c 自然も道徳も同じ神の創造によるのだから自然世界を支配している法則が同じように絶対的な仕方では道徳をも支配すべきである。
 - d 人間の自然とは自己の欲求を最大限に満たすことであり、強者が弱者を支配するというジャンглの掟は政治的権力の本質である。
36. ヒュームの人間本性の理論について妥当なものはどれか。
- a 人間は徹底的に利己的な存在であり、強力な罰則なしには法を自発的に守ることは期待できない。
 - b 人間は理性を有しており、政府が存在しなくとも適切な仕方では善悪の判断を行うことができる。
 - c 人間本性には仁愛の感覚があり、道徳感覚によって善悪を判断し善い行為を行うことができる。
 - d 人間は習慣の動物であり、道徳規範は理性によって判断される以前に習慣的に形成される。
37. ヒュームの抵抗権についての考えで妥当なものはどれか。
- a 圧政を行う政府に抵抗するのは当然であるが、積極的に政府への抵抗の機会を探ることは有害である。
 - b 経済や文明の発展によって、抵抗権そのものが必要とされない社会状況が現れることは歴史の必然である。
 - c 抵抗権の存在は社会を不安定にし、商業社会の発展を妨げることになるから許されるべきではない。
 - d 圧政を行う政府に対して人々が抵抗するのは正当であり、積極的に革命権に訴えることで人々の自由を守ることが重要である。

38. ホッブズ、ロック、ヒュームの道徳理論を自然科学の関係という観点から見た場合適切な記述はどれか。
- a ロックもヒュームもともにボイルの分子論の影響を受け、社会は決して押しつぶされることのない団結した諸個人から成り立つと考え、諸個人の道徳的権利は決して否定できないものとした。
 - b ホッブズはガリレオの機械論の影響を受け、社会を原子的な個人が結合して作り出す物体と考えたのに対し、ヒュームはニュートンの万有引力の考え方の影響で、社会は個人が自然の作用によって結合するものと考えた。
 - c ロックとヒュームはニュートンの万有引力の影響を受け、空間と時間は神の属性として絶対的であると考え、諸個人は自然法則によって相互にひきつけあい社会をつくるから社会的結合は決して崩壊し得ないと主張した。
 - d ホッブズ、ロック、ヒュームともに、コペルニクスの影響を受け、対象が人間の認識を決定するのではなく、人間の認識が対象を構成すると主張して神を中心とするパラダイムから人間中心主義の立場への転回を試みた。
39. ホッブズ、ロック、ヒュームに共通して所有権が社会形成にとって重要である理由は何か。
- a 所有権とは神がすべての人に平等に与えたものであり、所有権を大切にすることは人間としての義務と考えられるから
 - b 所有権とは国家が決定するものであり、所有権を大切にすることは国家の主権を大切にすることの基本と考えられるから
 - c 所有権は普遍的な自然法によって定められており、理性を持つ人ならば誰でも理解できる人類の共通の規範であるから
 - d 所有権の確保は自己の身体の外に存在するものを自分のものとするだけでしか生きられない人間にとって重要な事柄であるから

40. 資料文によると道德の基礎をめぐる理論の相違はどのような意義を持つか

- a 人間を合理的存在と捉えることで、国家権力の本質を恐怖とみなす理論を批判することができる。
- b 人間本性の異なった側面に注目することで、様々な時代や状況における道德的問題解決へのヒントが得られる。
- c 道德は時代や地域によって異なるので道德の普遍性を理論的に正当化することはできない。
- d 人間が習慣に従うことが道德の原理であり、国家権力の理性的な説明は批判されるべきである。

(このページは空白です。)

